# 公立大学法人岩手県立大学の平成24年度財務諸表に係る知事の承認について

事務局において、次の方針により財務諸表の確認を行った結果、<u>適正と認められ</u>、知事による財務諸表の承認に当たって、評価委員会としては<u>「適切と認められる」との意</u>見を述べることが適当と判断される。

### 1 確認の方針

- (1) 財務諸表は、住民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営 状況を適切に示す必要がある。
- (2) 知事による財務諸表の承認にあたっては、地方独立行政法人法第34条の規定により、評価委員会より意見を聴取することとなっているが、これに先立ち事務局において、合規性の遵守と表示内容の適正性の観点から確認を行った。
- (3) なお、財務諸表等の数値については、事業報告書の一部を除き、会計監査人による監査の対象となっているため、主要な計数等について確認を行った。

## 2 確認内容

財務諸表の承認について、次のリストにより確認を行った。

(1) 合規性の遵守

チェック項目	チェック結果
① 提出期限は遵守された	・ 6月28日に財務諸表等が提出された。
か。(法第 34 条①)	
② 必要な書類は全て提出さ	・ 以下の書類が提出された。
れたか。(法第34条②)	① 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・
	フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービ
	ス実施コスト計算書、附属明細書)
	② 事業報告書
	③ 決算報告書
	④ 監事及び会計監査人の意見
③ 会計監査人及び監事の監	・ 監事の監査報告書、会計監査人の監査報告書ともに、
査証明に、財務諸表の承認	適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべ
に当たり考慮すべき意見は	き特段の意見はなかった。
ないか。	

## (2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
① 記載すべき事項につい	・ 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示
て、明らかな遺漏はないか。	科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はない
	ことを確認した。
② 計数は整合しているか。	・ 計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
③ 書類相互間における数値	・ 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書
の整合は取れているか。	類相互間における数値の整合を確認した。

#### 【参考1】平成24年度決算の概要

- (1) <u>収益</u>面では、県からの運営費交付金が 8,300 万円余の減となったほか、震災復旧関連補助金の減などにより、**56 億 9,400 万円と昨年度と比較し 1 億 2,300 万円の減**となった。
- (2) **費用**面では、学内情報システムに係る経費の削減、定年退職者の減による退職手当の減などにより、**53 億 7,700 万円**と**昨年度と比較し 1 億 3,700 万円の減**となった。
- (3) その結果、当期剰余金は、3億5,000万円となり、昨年度より1億6,400万円減少した。

## 損益の状況(主なもの)

(単位:百万円)

	H24	H23	差引	備考
収益	5, 694	5, 817	△123	
交付金収益	3,804	3, 887	△83	・ルールにより毎年度△0.7%の削減率
授業料収益等	1, 438	1, 413	25	・被災学生授業料等免除申請数の減少等に伴う増加
費用	5, 377	5, 514	△137	
教員人件費	2, 463	2, 562	$\triangle 99$	・退職手当の減少等
教育経費	982	1, 131	$\triangle 149$	・学内情報システムに係る経費の削減等
研究経費	546	590	$\triangle 44$	
当期剰余金	350	514	△164	

#### 【参考2】地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)

(財務諸表等)

- 第34条 <u>地方独立行政法人は</u>、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「<u>財務諸</u> <u>表</u>」という。) <u>を作成</u>し、当該事業年度の終了後3月以内に<u>設立団体の長に提出</u>し、<u>その承認を受けなければならない</u>。
- 2 <u>地方独立行政法人は</u>、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに 当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した<u>決算報告書を添え</u>、並びに<u>財務諸表</u> 及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければなら ない地方独立行政法人にあっては、<u>監事及び会計監査人の意見</u>。第4項及び第99条第8号に おいて同じ。)を付けなければならない。
- 3 <u>設立団体の長は</u>、第1項の規定により<u>財務諸表を承認しようとするときは</u>、あらかじめ、<u>評</u> 価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、 財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を 記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しな ければならない。

#### 【参考3】地方独立行政法人法施行細則(平成17年岩手県規則第1号)

(財務諸表)

第 10 条 法第 34 条第 1 項の規則で定める書類は、<u>キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス</u> 実施コスト計算書とする。